

職業訓練の受講を希望される皆様へ

ハローワーク新津

ハローワークが斡旋を行う職業訓練は「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」の2種類に分かれており、訓練の種類や雇用保険の受給資格の有無等により、取扱が大きく変わりますのでご注意ください。

職業訓練全般に関する留意点

- ① 職業訓練は、現在の知識や技能等では希望する職種の応募が難しい又は採用につながらない方で、訓練により必要な知識・技能を習得することで就職の可能性が高まると判断される場合に受講できるものです。
※求職者支援訓練は、原則として老齢年金の受給者の方、在職中（週所定労働時間が20時間以上）の方短時間（週20時間未満）就労や短期就労のみ希望される方は受講できません。
- ② 職業訓練の各コースで募集締切日が決まっています。先着順ではありませんが、締切日を過ぎると申込ができません。また、申込までに複数回の職業相談が必要となりますので、早めに相談をする必要があります。
- ③ 職業訓練は筆記試験や面接等の選考がありますので、申し込んだからといって必ず受講できるものではありません。筆記試験や面接の結果のみでなく、訓練受講の必要性（希望職種に対する経験・知識、希望訓練科目に関する経験・知識、過去の訓練受講歴、求職活動の状況等）を総合的に判断して受講できるかどうかが決まります。
- ④ 職業訓練は、受講料は無料となりますが、テキスト等実費分は自己負担となります。
- ⑤ 一度訓練を受講すると、原則としてその訓練修了日の翌日から1年間は、新たに訓練を受講することができません。また、2回目以降の受講については、その必要性についてキャリア・コンサルティングを受けていただき慎重に判断します。
なお、中途退校の場合も同様です。（やむを得ない事情の中途退校と安定所が判断した場合を除く）

※以下の場合、退校となることがあります。

- ・ 欠席、遅刻及び早退が著しく多い場合
- ・ 授業を乱したり、受講生として相応しくない行為がある場合
- ・ 訓練先からの指示に従わないなど、規律を乱した場合